

地域の会 前回定例会以降の動き

令和5年2月1日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

1月11日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 今冬の大雪を踏まえ、発電所内に配備しているロータリ除雪車や発電所の除雪体制を確認しました。
- 7号機の常用・非常用電源（ガスタービン発電機車、常用・非常用電源盤、ケーブルの敷設状況）を確認しました。

2 原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会、健康分科会

1月30日、第11回健康分科会を開催し、報告書（案）について、各委員が意見交換しながら確認しました。

引き続き、報告書を取りまとめていくこととしています。

※ 委員会資料等は下記ホームページに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/1356877960355.html>

3 その他

1月25日：報道発表 [新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会を開催します]

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会を開催します。

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（令和4年度第4回）を下記のとおり開催します。

記

1 開催日時

令和5年2月1日(水) 13時30分から16時00分まで

2 場 所

新潟県商工会館大会議室(新潟市中央区新光町7番地2)

※会場には駐車場の用意がないため、公共交通機関をご利用いただくか、お車でお越しの場合は、周辺の有料駐車場をご利用願います。

3 議 題

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋杭の損傷について

4 会議の公開及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応

会議は公開で行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般の傍聴者の定員は20名（先着順）とします。

また、当日、受付（13時00分から）にて、入場者名簿に氏名、連絡先を記入していただきます。

詳細については、別紙をご覧ください。

5 取材の受付

会議の取材を希望する方は、所属する報道機関の発行する腕章がある場合はそれを持参し、会議開始前に会場の受付で所属及び氏名を記入してから入場してください。所属する報道機関の発行する腕章がない場合は、受付で報道関係者用の腕章を交付します。

会場には、記者席を設けます。

なお、取材の受け付けは、当日の13時00分からです。また、カメラ等での撮影は、係員の指示に従ってください。

会議終了後、座長のぶらさがり取材を受け付けます。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 飯吉

(直通) 025-282-1693 (内線) 6460

別紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応

1 入場者名簿への記入

会場への入場者を把握するため、会場の受付で、全ての方の氏名、電話番号を入場者名簿へ記入してください。感染者が発生した場合に連絡できるよう1ヶ月保管します。

記入いただけない方については、会場へ入場することができません。

この名簿は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために用いることとし、他の目的には使用しません。また原子力安全対策課において厳重に管理し、一定期間後に破棄することとします。

2 その他留意事項

- (1) 発熱等の風邪の症状が見られるときは、会場への入場ができません。会議の開始後においても、症状が見られるときは、退場をお願いすることがあります。
- (2) 会場内においては、マスクを着用して下さい。マスクを着用しない場合は入場できません。

宮崎委員質問への回答

令和5年2月1日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 質問（住民避難訓練における“避難所までの訓練”について）

1月11日の地域の会で新潟県から私が指摘した「“避難所”まで避難する訓練は行われていない」とすることに対して、写真付きで「行われている」と報告されました。

私は令和2年と令和3年の避難訓練で「妙高市」への「バスによる避難訓練」に参加してきました。写真からして、あれが“避難所”だと説明されれば、確かに「会場入り口で、顔認証を受け、その後、避難所に置かれる間仕切りや簡易ベッド等を見学しました。これで避難所に行ったとは、承服できません。私が求めている“避難所”は、避難民が生活する場所や機能を示してもらうことです。

具体的に質問します。

質問 1. 令和3年の写真に写された避難所は、柏崎のどの“町内”が入る避難所でしたか。収容世帯数と人数は何名か、

2. バスの避難者は“顔認証受付”しましたが、自家用車で来る人は“受付”をどのようにするのですか。写真に写された避難所のどこで、どのように行われるのですか。

3. バスで行った高齢者は、どの部屋で生活するのですか。間仕切り部屋ですか。

4. 県が手配する救護所は、どの部屋（場所）に置かれるのですか。

5. 初期段階の避難所運営に当たる「妙高市」の職員はどの部屋（場所）にいるのですか。

6. その“町内”から来る自家用車の駐車場はどこですか。駐車場が奪い合いにならない対策はどうなっていますか。写真に写された避難所の建屋図を示して説明してください。なお言えば、私の避難経路は、妙高市の”杉ノ原スキー場“です。

7. 杉ノ原スキー場を避難経路とした避難訓練が行われたことがありますか。

2 県回答

県からご質問の2と4について回答します。（その他については市から回答）

（質問2）

自家用車避難につきましては、本年度の原子力防災訓練（住民避難訓練）において、新たな取組として実施しており、その方々の顔認証についても、避難経路所等において実施しております。

なお、本年度の訓練について、別途説明します。

（質問4）

原子力防災訓練における避難訓練は、避難元市町村から避難先市町村までの避難の流れを確認し、住民の皆様に体験していただくことが主な目的です。よって、救護所の設置までは訓練対象としていません。

地震や風水害等の自然災害と同様、市町村において避難所が開設されることとなります。

救護所の配置については、自然災害の例を準用することが想定され、市町村は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定、県は救護所に必要な要員及び資機材を手配し、配備します。